

質問回答書

No.	関連資料	質問項目	質問内容	回答内容
1	仕様書 5 頁	人員基準について	人員基準による配置に児童指導員及び保育士を 1 名以上とあるが、定員が 18 名なのであれば、最低 5 名以上必要かと思いますが、この考えで間違いないでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	仕様書 8 頁	引継ぎについて	子ども発達ルームの引継ぎに関して、現在の契約者数を教えて下さい。	令和 7 年 9 月末現在の利用者（契約者）数は 76 人です。そのうち、引継ぎが必要な 0 歳～4 歳児（年中児）の利用者数は 54 人です。
3	仕様書 8 頁	引継ぎについて	三条市の平均の受給日数は何日でしょうか？	児童発達支援の平均支給日数は、5 日/月です。
4	仕様書 8 頁	引継ぎについて	非常勤や任期付の職員さんなど、正規以外の職員は何名いらっしゃいますか？	9 名です。
5	仕様書 2 頁	障がい児福祉サービス業務について	センターであれば食事提供が必要かと思いますが、必要ないということで宜しいでしょうか？	食事の提供は考えておりません。
6	平面図	設備について	屋外遊戯場はありますか。	施設の隣に中庭があり、屋外遊戯場として利用できます。
7	実施要領 1 頁	提案する業務委託について	業務委託料の上限額はありますか？	要領 2 (5) アの「児童福祉法に基づく障がい福祉サービス業務」は、実績に応じた報酬相当額を委託料としますので、上限額はありません。 イの「仕様書 6 (2) に記載の障がい児福祉サービス以外の業務」は、上限額を年間 14,760 千円とします。 アとイの合計額が業務委託料になります。

8	実施要領 1 頁	提案する業務委託について	「実績に応じて報酬相当額を業務委託料として支払うものとする」とは、仮に18人定員/1日で9人/1日しか平均利用がない場合、委託料が半分になるという事でしょうか？	お見込みのとおりです。
9		自主事業について	自主事業としてセンター内で放課後等デイサービスを2年目から行うことは可能か？	自主事業として御提案いただくことは可能ですが、現時点において当市は、放課後等デイサービスを児童発達支援センター内で実施することは考えておりません。